

第58回「上海IPG」会合

日時：2012年5月17日（木）14:00～18:00

場所：上海雅居樂万豪酒店 5階 Junior Ballroom

「上海 IPG ピックアップ講座」

【講演①】

【テーマ】「自動車・自動車部品ワーキング・グループ 2011 年度活動報告」

【講師】 本田技研工業（中国）投資有限公司 知識産権と法務部 部長 猪之詰 毅氏

今ご紹介に預かりました自動車・自動車部品ワーキングのホンダ技研中国の猪之詰です。それでは早速ですが活動について簡単にご説明させていただきます。このワーキングは 2007 年に設立をして、ここに書かれている目的で、メンバー規模としましては部品メーカーから 3 社、自動車メーカーが 5 社の 8 社で活動をしています。本日皆様のほうにご説明するのはこちらにかかっている 5 項目、特に 2011 年度の実績と、2012 年度にどんなことをやるつもりなのかというのをご報告したいと思います。

まず一点目は価格認定プロセス研究というものをご説明します。ご記憶にある方がいらっしゃるかとは思いますが、昨年 9 月この場でこのテーマの推進役をやらせてるマツダの小林さんのほうから 2 年間の活動を報告させて頂きましたので、本日は 9 月以降の活動を中心にご説明します。

目的はもう皆さんくどくどご説明される必要も無い、模倣業者の厳罰化これが目的で、やはり模倣行為に対して我々が考えている適切な経営額、不法経営額というものをしっかりと認定して欲しいという目的の下に活動しております。

それで実際に AIC や TSB がどのような活動をし、どのような考え方で摘発を行ってくれているのかというのを、交流会を通して何度も現状の確認をしてまいりましたが、我々がありきたり姿として考えている中で特に、やっぱり自白の価格は扱って欲しいと、それから再犯についてはやはり情状は重いというふうに認定して欲しいというふうに我々は思っているものに対して、若干 TSB、AIC がその我々のありきたり姿と離れたような活動をしているのが分かります。

それで我々の活動を支援して頂いているジェットロさん、それから日本政府の方々、皆さんと一緒に中央、地方政府の方々に我々の考えを伝える場というのを、昨日の ACSIQ を含めて 7 回我々の考えをお伝えしてきました。お伝えしてる内容は、このパワーポイントの上のほうにある左側の、自白に頼らない価格認定をして欲しい、もし分からない時には純正品の価格、もしくは我々からヒアリングして欲しいと、それから地方によってバラバラにやるのではなくて統一した認定基準を設けて欲しいという依頼をして参りました。

更に重罰化については、やはり悪い事を行ったのであればそれに見合う刑事罰というのを適用して欲しいと、つまり「情状は重い」という事と再犯をイコールに捉えてもらって、刑事罰を適用して欲しいということを中心にお願いを参りました。

おかげさまで今年になってからはこの不法経営額に対して中央政府、地方政府とも関心を持って頂いて、彼らは彼らなりにどのようにしたら良いのかというのを考えてくれるようになりましたので、これからもう少しこの活動を続けながら、更に不法経営額というものの認定を統一的にやってもらえるようにしたいというのが今年度 12 年度の一歩目の目的です。

それから今年度としましては華東・華南とは交流会を行っていましたが、華北や内陸部との交流はまだ行っておりませんのでそちらをやりながら中国全土に渡っての

現状把握をして今一度ありたき姿を検証して、しいては改正も含むような要請等が出来ないのかというのを今年度まとめる予定で活動して参りたいと思っております。

2点目は違法看板の排除活動です。2008年に汽配城のほうでやはり勝手に会社名やロゴを使ってる看板が多数目につきましたので、やはりこのまま放置する訳にはいかないだろうと、それと1995年、1996年に商標権侵害に当たるとした通知がSAICのほうから出されていたんですが、21世紀になってこれが廃止になった関係でやはり適切な看板排除が出来ていないという実態を我々のほうは重きを置きまして2009年から三年間広州・杭州・南京ここの汽配城を中心に違法看板の排除活動を行って参りました。

活動の結果、AICのご協力のもと約8割の排除が出来ましたので一応一定の成果を挙げたということで、今年からこの活動については一応終了という事にさせてもらっています。とは言え根絶された訳ではありませんので、定点監視をしながら更なる手が必要な場合には再度活動はしたいと思っております。ちなみにこれに関しては日中知財ワーキング等でこの議題を取り上げて頂いて我々の活動をバックアップして頂きました。このおかげというのもあると思います。

3点目、模倣業者排除に関する行政機関への働きかけですが、正直言っていわゆる再犯業者を我々はブラックリストとして取り上げて、このブラックリストに載った企業に対してやはり、二度と再犯を繰り返して欲しくないという事でブラックリスト該当企業一堂に会しながら「あなた方がやってる内容というのは法に違反するんですよ」というようなPR会を復活させたのがこのテーマになります。実際に復活させて常州のほうで3月にやる予定だったんですが、先方さんのほうのご都合で4月に延びまして、4月の末に常州市のほうでブラックリストの企業、及びその他の企業の方々に模倣活動に関する排除のお願いをして参りました。

更に今年度の活動としましては、杭州を含めた他の地域における実査結果を見ながらどの都市にブラックリスト配布活動をしたら良いのかというのを探索しながら拡大をしていくのが今年度の計画になります。

4点目です。お客様啓蒙活動、これは主に二つのテーマで行っております。一点は広州モーターショーの中で見て頂いた方いると思いますが、会場の2階のところにコーナーを設けまして模倣品と正規品を並べながら来て頂いた方々に模倣品に関しての不安、品質が悪い、それから粗悪な物があるということをPRすべく啓蒙活動を行っているのが一点目です。

それから2011年度から新しいテーマとして修理業者に対する模倣品を使わないでほしいというPRを新たに加えて活動しました。この活動項目の中で我々としては直接お客様に訴える、及びお客様が直接修理を頼む修理業者の方々に模倣品を使わないというPRをしながら排除が出来ればなという事で活動しております。

特に新しい活動の修理業者のほうについて簡単にご説明しますと、今年の3月杭州にて当局のご協力を頂きながら「あなた方が実際に修理をする中で模倣品があるというのは法に反するので使わないで欲しい」と、発見した場合は権利者の我々のほうに連絡をして欲しいというお願いをしました。

今年度2012年度につきましては、広州モーターショーにおける啓蒙活動、修理業者における不使用活動はそれぞれ継続し、更に今まで一度もやったことが無いんですが上海/北京モーターショーこちらでの啓蒙活動をする意義があるかどうかを検討し、もし価値があれば上海/北京モーターショーでも啓蒙活動を行いたいと思っておりますのでそれを今年度立案をしたいと思っております。

最後になります、最後のテーマは模倣品のネットワークに関する調査です。これは他のワーキングさんのほうでも取り上げて活動されておるようですが、やはり自動車・自動車部品（ワーキング・グループ）としましてもこのネットワーク犯罪というのは大きな困難な課題だと思ってます。それでこのネットワーク犯罪における我々のワーキングとしましては、どういう手段を用いれば上流に行く解明に繋がるのかという基準書・マニュアルを作りたいというのが主な狙いです。それで実際事例をそれぞれ企業さんから集めまして、その事例に基づいて想定しうる手段を一つずつ取り組みながら、この手を打つと見つけやすい、この手はあまり効果的じゃないねというのを検証しながら上流ルートへの解明手段を確立したいということで今活動しております。

残念では無いんですが、実は去年もやったんですが成功して上流に行きついてしまったのでなかなか事例として TRY&ERROR が出来なかったのが、今年には更に2ケースについて上流解明ルートの調査を行います。その中で手段を採用する採用しないという TRY&ERROR を実践しながら解明ルートを作り上げたいという活動をしております。

自動車・自動車部品ワーキングとしましては今年度は看板を除く4テーマに関して活動を続けていくことで今取り組んでおります。

簡単であります、以上です。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

猪之詰部長どうもありがとうございました。

では続きまして理光中国法務部知財中国室総経理の丸山様より、事務機消耗品ワーキング・グループ（以下、「WG」という）の2011年度活動報告をお願いしたいと思います。

【講演②】

【テーマ】「事務機消耗品 WG 2011年度活動報告」

【講師】理光（中国）投資有限公司 法務知財中国室 総経理 丸山 幸之助氏

理光中国の丸山です。本日は上海 IPG 事務機・消耗品 WG2011 年度活動の紹介をさせていただきます。

我々WGの参加企業は、ご覧の7社おります。2011年度の活動テーマとしましては、ご覧の5テーマをやって参りました。また、活動実績としましてはこのような定例会の他、9月には商標祭りというのが成都で開催されましたのでそこで我々の事例の発表をさせて頂きましたり、また9月には上海 AIC のヒアリング等をさせて頂きましたりしました。

まず再犯重罰化の調査というテーマですが、これは2010年度から始めております。前回の活動報告でも報告をさせて頂きましたので、まずは、おさらいという事になります、色々再犯に付きまして事例をまず集めていくというデータ集めから始めました。

再犯重罰化の調査ということで、関連規定が4つ程ありますが、確認すると二度行

政処罰を受けたら二回目は重罰化されるということが解釈できるということが分かっております。それで我々としましては、まず1回処罰されたもののデータを集めて、その業者をもう一度摘発したら本当に重罰されるのかという事を実際に調査するという事をやっていました。ワーキングメンバーの過去2年間の摘発例からのちゃんと住所が特定できるというものを探していたところ、意外に少なく4社を特定しました。実際の摘発というのをやっていました。

まず、最初A社という上海の会社ですが、多分今でも本当に模倣品製造をやっているようなので、調査会社が摘発しようとしたのですが、ガードが厳しくて、なかなか模倣品を作っているという証拠を入手できるような状態じゃないと、ということで残念ながらこれは見送りになってしまいました。

そして二つ目のB社というのが長沙にあります。これは我々の手違いがありまして前科の行政処罰があると思ったのですが、残念ながらそれは只の押収書であって、行政処罰になってないという事でした。そこで、AICに摘発した後どうですかと確認しましたら、データベースに処罰履歴が無いから処罰はしませんという結論を頂いてしまいました。逆に言いますと、ここではっきりしましたのが押収というのが前科履歴にはならないという事が分かりました。

またこのC社、温州にある会社です。2008年8月に行政処罰がされ、2回目は、それを2010年の3月に摘発し、AICはヒアリングした際には厳罰しますよと言ってくれたのですが、最終的には、同じ案件を2回処罰できないということで、2回目の処罰を重くすることは実施できませんよという回答がありました。これはこの赤線で示した所の最高人民法院の「過去に罰せられた案件に基づいて再度罰せられてはならない」という、一つのもとの犯罪を二度処罰しないという間違った解釈をして、模倣品の製造という事では二度やったという事ですが、それをひとつの行為と捉えた間違った解釈をしたと思っております。これにより末端レベルのAICでは法令の解釈が正しくないことがあるなという事が分かりました。

そしてもう一つD社、広州にある会社です。摘発を実施していましたが模倣品が現場には無かったという事になってしまいました。

これらをまとめると、4社の内、A社は警戒が厳しいということ、それからD社は模倣品が見つからないということで、やはり再犯に対して模倣品業者は警戒してるなということで、やっぱり重罰化されるということ既に模倣品業者も気が付いて対策をうっているというふうに思っております。またB社のように押収書しか発行されていないというものも、実はもともと沢山案件がありました。押収書では前科にならないことが明らかになりました。我々としてはA社やD社のように業者を牽制する、つまりやらないというふうに未然に防ぐということも含めて処罰決定書をちゃんと当局に発行させなくてはいけないなというふうに思っています。処罰決定書を受けてしまうと、業者のほうも2回目はまずいと止める傾向もあると思っておりますので処罰決定書をちゃんと発行してもらおうということを我々は求めていこうというふうに思っております。只最後に先ほど温州の様に法解釈の誤解という部分もあるかと思っておりますのでそちらのほうは、当局の気分を害さないように正していかななくてはいけないなというふうに思っております。

また二つ目のテーマとしましては、模倣品の内陸地域への出現動向調査というものが。我々は事務機におきましては、左側の写真にありますトナーボトルと言われている容器に、トナーという粉を入れてコピー機とかプリンターという本体のほうにこれで補給をするという仕組みをとっております。こちらのほうですけれども

我々このトナーボトルというトナー、トナーボトルにつきまして、四つのカテゴリーに分けて調査をしました。

まず一番最初が純正品と呼んでいるもので、我々本体を作っているメーカーが自分で出しているものというものを純正品と呼んでいます。また模倣品というものが我々メーカーの商標を無断で使用したトナーボトルのことを模倣品と呼んでいます。商標侵害が起きているということになります。互換品というものが我々の商標では無くこのトナーボトルを作っているメーカーが自分のブランドを持っていて、そのブランドを表記したものを互換品と呼んでおります。更に、リフィル品というものがありまして、我々事務機メーカーが作りましたトナーボトルにおきまして、トナーがなくなってしまった時に、トナーだけを補充してトナーボトルは何度も使うという事があります。これをリフィル品というふうに呼んでおります。

この四つのカテゴリーにおいて、何が起きているのかというものを調査しようとしたものになります。まず我々の仮設としましては、一つ目が大都市では取り締りが厳しいので模倣品の割合が低く、安価な互換品やリフィル品の割合が多く、また二つ目としまして内陸地域等ではまだまだ取締がしっかりされていない訳で、模倣品が多いのではないかと、こういう仮説を立てて調査をしようと思いました。なぜかと言いますと、模倣品、互換品、リフィル品というものにおきまして、知的財産権がどのように活用できるかが異なりますので対策が変わるという事で、どれだけの地域で割合があるのかというのを調べるのが大変重要だと思ったためです。

調査方法のほうですが、一つ目大都市と内陸地域の出現動向を比較して調査ということで、先ほどの大都市と内陸とは違うんではないかという前提に基づいて都市を設定しました。また二つ目として、調査精度を高める為に次の2面で調査しました。一つが売り手、つまり販売側です。そのほうに対して調査員が直接口頭で聞くという方式での調査です。また買い手という事でユーザーの調査もすることにしました。こちらはネット上でのアンケート調査ということで、母数を沢山とるようにしました。その結果のほうですけれども、調査都市は次の4都市としまして、大都市の代表としまして上海市、また内陸都市としまして四川省の成都市、それから湖北省の武漢市、それから二級都市と言いましょいか、少し田舎気味のとことということで安徽省の合肥市という4都市で調査をしました。

この傾向ですけれども、各都市で純正品、模倣品、互換品、リフィル品の比率があまり変わらないというデータが出ました。大都市は内陸都市や二級都市と比べて模倣品の取締が厳しいので、てっきり模倣品のシェアが低いと想定してたのですが、また特許庁の噴崎様のほうからレポートが出されておまして、成都市では事務機の模倣品が100%ですよというデータもありましたのですが。

ところが、販売業者の回答としましてはいずれの都市も純正品は42%から56%の間、あとは模倣品が7%から13%の間、また互換品は24%から35%の間、またリフィル品が11%から16%の間ということで、少しでも特徴があるのは、成都市の模倣品の比率が13%で一番高いと出たのですが、あまり思ったほど変わらないなという風に思いました。また大都市のほうで、先ほどのリフィル品というトナーだけを作り変える行為が多いというふうに思っていたのですが、そういう訳でもないという事が分かりました。

この前提としまして大都市は内陸都市や二級都市と比べまして、会社が密集していますので、会社を訪問してリフィル、トナーだけを入れるという行為が会社や沢山企業があって密集していると、リフィルの詰め替えをやる業者は、効率的に会社を回れ

るといふことがあります。しかしながら、先程の通りリフィル品の比率も都市毎にあまり大差が無いということになり、むしろ、数字上一番高いのは武漢市になってしまったということ、これも想定とは違っているなというふうに思っております。

また4番目としまして中国全土として当局による模倣品対策は強化されたということが言えると思います。これは合肥市におきまして模倣品の比率が減少しているというアンケートの回答が76%もありました。他の都市よりも高いデータでした。皆さんもご存知の一昨年から通算で一年半ほどやられました亮剣活動という知的財産の保護キャンペーンを中央当局がやってくさいましたので、これによって近年模倣品対策が中国全土で強化されたんだなというふうに思います。これに乗っかる形で合肥市も最近強化されたということで、最近強化されたから模倣品の比率が最近減ってきたという回答が出たのではないかとこのように思っています。

一方で他の都市というものは前々から模倣品対策がされているため最近減ったというよりは前から減っているというふうな状況が発生していたと思います。今までは大都市で模倣品対策が強化されていたのが、知的財産権の保護キャンペーンによって中国全土に広がったんだなということが、このアンケートで分かったと思っております。

最後、また5としまして二級都市では模倣品問題の浸透が低いと、これはさすがにある程度予想どおりだなというふうに思っています。これは消費者のほうへ模倣品というものを知っているかという質問をいたしました。知っているという回答が大都市である上海では87%で一番高く、合肥市が61%で一番低かったということで、合肥市のほうではまだ模倣品問題が浸透していないという事が伺えます。

それから6番目、模倣品対策の啓蒙は高まっているというところでは、消費者にしましては模倣品を買わないという回答が、各都市で50%を超えています。模倣品というものに対しては使っちゃいけないという事がユーザーの中で浸透しだしているのだと思っております。

一方で真贋の判定が出来ないということで、模倣品を使っちゃいけない、買わないというふうには思っていますが、本物か偽物かが分からないのだということがユーザーの悩みとしてありますということでした。このため真贋鑑定の方法というものを消費者に公開していけば買わないというように仰るユーザーは買わなくなるのですが、あまり公開しますと、今度模倣品業者がそここのところの真贋鑑定というところ、上手く本物に見せれば良いのだということで模倣品業者が有利になってしまいますので、その辺真贋判定の方法の公開の仕方は難しいなというふうに思っております。

これらの調査結果のほう、我々WG各社のほう利用させて頂きまして地域に応じた模倣品対策というものをやって行きたいと思っております。

また、次のテーマですけれども分業化対策の調査というものがあります。分業化とは何かという事になりますが、完成品としてトナーボトルがあることを先ほど申しましたが、このトナーボトルというものが完成するにはA社という業者がこのトナーボトルの中身が何も入っていないボトルを作る、それからB社はトナーボトルの中に入れる粉だけを作る、そしてC社というのは模倣品用の外装のラベルだけを作るということで、A社、B社、C社は分業して自分の分を作っていくって、D社が最後に全てを組み合わせて完成品を作るというような事で、A、B、C、D社が分担して行っていることを分業化と言っています。

分業化対策の調査という事で段々模倣品業者のほうは巧妙になって参りましてさっきの様な分業をするようになってきました。このような分業化対応におきまして、

権利者としては、A I Cが公安のように逮捕したり尋問したりする事が出来ないのでA I Cの職権は十分なのかという疑問がありました。

このため上海 A I C のほうへヒアリングをさせて頂いて、率直な言い方としましては、A I C は模倣品業者に対してちゃんと尋問をできているのですかという事を聞きました。

それに関しまして上海 A I C のコメントは、上海 A I C も先ほどの分業化している A 社とか C 社の摘発をしなくてはいけないということで努力をしています。ただし A I C の職権では嫌疑者を拘束することは出来ませんということです。このため、地道に証拠を集めて嫌疑者を追い詰めて自白させるという努力をしておりますという事でした。例えば、協力をすれば罰が軽くなるということで自白を引き出すこともあるということでした。

また 4 番目のほうですけれども、やはり A I C だけではそういうことを言う時には公安の協力を得て職権の不足を補うこともあるということです。事前に公安への刑事移送条件を満足するような証拠が必要、そうしないと公安は来てくれないということです。しかしながら、公安への刑事移送条件を満足するような証拠を最初から持っていれば最初から公安に行ったほうが早いということになってしまうので、この辺は、矛盾しているなというふうに思っております。

また 5 番目としまして分業を摘発するための共同違法行為というものは、どういうものかということでは、ここに 3 つの条件を満足しなくてはいけないということで、これは大変共同違法行為の主張が難しいなというふうに思っております。

また 6 番目としましては共同違法行為であっても嫌疑者の各々が主体として行ったことに対して処罰を受けるということで、影の首謀者みたいなものがいたとしても、最後完成品の偽物の量だけが首謀者に対する処罰の算定基準であるということで、首謀者のほうが特に全体の数を積算する様な重罰になることにはならないということでした。

問題点としましては、A I C の職権は、やはり不足してるんじゃないかなと思っております。特にこの共犯分業化ということにおいては、共犯していることを白状させなくてはいけないので、単なる物的証拠集めだけでは厳しく、職権が不足しているのではないかなというふうに思っております。

また 2 番目としては公安との協力という事では、先ほど申し上げましたように証拠の用意が大変難しいなというふうに思います。これにはすでに、上海 A I C からの意見を頂きましたので、中央政府との交流を通じて、もっと良い対策ができないかなという風に我々としては考えました。そこで政府交流というものが始まりました。

まず先ほどご説明した 9 月に商標祭りというイベントがありましたので、我々は、A I C の権限が不足しているのではないかという事をお話させて頂きました。例えば、ノーブランド品ということで先ほどのトナーボトルの何もまだ商標が付いていないというものが見つかったとしても、共同違法行為というのは認定の為の証拠収集が難しいということなので、A I C には無理じゃないのかという事を質問したところ、厳罰を希望するのであれば公安のほうが重罰になるので、公安のほうに行った方がよいというお話になってしまいました。回答の主旨が質問とずれたようです。

また 10 月に行われた北京での中央政府との交流におきましては、やはり価格算定、及び再犯重罰化と共にこの分業化の活動のお話をしました。これにおきまして共犯・分業化というふうに扱われておりますけれども、分業化対策は、権利者や調査会社による全容判明というのが難しいですという事を中央政府の方々に十分理解して頂い

たと思っております。今回の成功事例のように地方当局の協力を得てということでは今回の事例としまして地方当局が大変頑張ってくれて、ネットワーク的に一網打尽に権利者を摘発してくれたという例がありましたので、このようなことはできませんかという事をお願いしました。

3番目として今後共犯分業化にある違法行為はAICの職権の拡大、又は公安への協力要請ということが必要になるので、条件を緩和するということを是非ご検討下さいというお願いをしました。これに対する回答ということでは、既に中央政府のほうでもこれが問題だというふうに思っていますということであり、まず商標法の改正のほうで一部考えてあるということでした。

また2番目として、このような組織犯罪に関しましては公安部で特別活動しますよということと先ほどもありました亮剣活動という事をやってくれてますということと、それがまた継続するよということ、検察、及び公安、商務部と一体になった処罰監督の仕組みを考えているということでした。

また3番目としましては、長い目で見て欲しいというふうなお話でおられました。それから3番目に広州ミッションということで広東省のほうに行って参りました時にも同じく色々意見交換をさせて頂きました。これにおきましては先ほどもありました行政処罰決定書もしっかり発行して頂きたいということで、これはどちらかと言うと再犯重罰化に対するお願いをしてきました。広東省AIC、TSBの回答は処罰決定書の発行については、積極的にするとはあまり言ってくれませんでした。「しっかり発行しますよ」とは言ってくれませんでした。が、「再犯データというものは広東省独自に作っていますよ」ということ、それから「重罰化のルールもちゃんと持っていて公開しますよ」ということでした。

最後にノーブランド品についての研究というものを、特に今年度のテーマという事でこれから始めようとしております。先ほどもご紹介しましたように、トナーボトルという空のトナーボトルと中にトナー、それから外装ラベルを付けて全部完成というふうになるんですが、この空のトナーボトルの状態でも既にもう犯罪が予備されているんじゃないかということです。事務機・消耗品の展示会が毎年開催されてるんですが、その展示する業者もどんどん対策を打っていて、この空のトナーボトルだけを展示してるという状態です。

我々これをノーブランド品というふうに呼んで、これへの対策をどうしてこうかという事を考えております。どんなふうな状況になっているかというのがこのグラフに出ています。展示会を4年間傾向観測したところでは、模倣標識、つまり我々の純正メーカーのほうの商標を貼って展示している出展会社はどんどん減って傾向になっております。一方で「模倣品の提供を出来るますか？」というふうにヒアリングをすると出来ますよという業者はどんどん増えているという事になっております。

この絵ということでは、これ左上が展示会の写真であり、2008年の展示会では堂々と我々純正品メーカーのブランドを貼ってありました。しかし、2009年の時からは、商品そのものには商標を貼らずに、展示している商品の前に、〇〇会社用という表示だけをするようになりました。それから2010年、2011年になってくると全く無印商品になり、これでは商標権侵害とは全く言えないような状態と我々は捉えています。しかしながら、それでも、これを何とかできないかということ今年度のテーマにしようとしております。

ノーブランド品についての研究というところでは、先ほど申しましたようにこのようなデータからすると、ノーブランド品が独自のブランドの互換品として使用されて

いるのではなくて、これから模倣標識を付ける準備前という状態だというふうに思っております。このためこのテーマを 2012 年度の新テーマにして行こうと思っております。

ここでは、キャノンの事例と京セラの事例を用意する予定でしたが、これはまだ用意できておりません。更に、別の事例も収集しまして当局と意見交換を実施することで、これらノーブランド品の問題をまず当局と共有化させて頂いて、それについてどのような法解釈が出来るのかと、また我々はどのような証拠を集めれば処罰をされるのかという事を歩み寄りながら意見交換をして行きたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

丸山総経理どうもありがとうございました。

では続きましてシャチハタの山田董事長のほうからインターネット知財対策WG2011 年度活動報告をお願いしたいと思います。

【講演③】

【テーマ】「インターネット知財対策ワーキング・グループ 2011 年度活動報告」

【講師】旗牌（常州）文具製造有限公司上海分公司 董事長 山田 勝氏

シャチハタの山田です。インターネット WG の活動状況報告という事でやらさせていただきます。宜しくお願いいたします。

まず主要活動内容につきまして四つあります。一つが基盤活動、二番目がアリババ・タオバオとの活動、三番目がアリババ・タオバオ以外のサイトとの活動、四点目が調査関係ということで体制としては、グループ長、あと副グループ長 2 名、CASIO の岸上さんとあと TOTO の陸さんということで、タオバオ関係担当で陸さん、アリババ関係担当で岸上さんということで進めております。

まず基盤活動のほうなんですけれども、3 点ございまして、定期会合これは年に 6 回、上海 IPG 全体会合の前後に開催します。次としまして幹事会、これは年に 3、4 回適宜テーマに合わせて開催します。3 点目は勉強会ございまして、これは WG 会合にあわせて開催します。勉強会のテーマはそこに例を書かさせて頂いておりますが、ネット公安の活用方法とか対違法ホームページ対処実例、ISP の訴訟研究ということで進んでおります。

二点目、これがインターネット WG の中で現状やっぱり一番大きな、中心的なところなんですけれども、アリババ・タオバオとの活動ということで、まずアリババ・タオバオとの交流会の開催、これは年に二回。模倣品状況に関するモニタリング調査、一応アリババ向けとタオバオ向けの目標を設けまして、アリババ向けについては覚書の締結、二つ目、覚書に基づく課題協議と意思統一。タオバオ向けについては昨年もう覚書を結んでおりましてちょっと進んでおりますが、覚書に基づく課題協議と意思統一。細かく言いますと価格等による模倣品のアップロード抑止の実現、必要に応じ調査を行っています。それと隠語による模倣品サイト削除の実施、削除要請方式の改

善、消費者啓発素材の目立つ位置へのアップロード、必要に応じてタオバオ向け真贋セミナーを開催していく。

三つ目ですが、アリババ・タオバオ以外のサイトとの活動という事で、1点目として主要ネットとの継続交流、各サイトの概要把握と相互課題の把握と今後の改善協議、2点目としましてオンライン消費者啓蒙活動の促進。

四点目の調査関係ですが、これは三つに分けてまして、まず重要ISPの概要、侵害状況、それと対応手段ということで進めています。

アリババ・タオバオの従来の活動状況、活動テーマ6点あげておりますが、5点目と6点目は中央政府向けの建議、地方政府向けの建議というのは、今のところテーマにはあげておりますが未定ということで実際の着手は出来てない状況ですが、特に1点目から4点目としまして、まず実務問題への対応、規定不備への対応、規定の運用不備への対応、不明事項の照会、これに重点を絞って活動してます。

実務問題への対応の1なんです、ここにあげられるのは削除手段で、その中のキーワードというか重要項目としまして、明確化、プラットフォームの構築、それから簡易化、二回目以降URL揭示のみ削除、画面上情報に基づく削除、価格差による真贋識別の採用。三点目としまして迅速化、削除までの期間の短縮と即時利用の停止ということにテーマを絞って進めております。

実務問題への対応の2番目としまして、削除範囲の拡大がありますけれども、ここで四つポイントをあげておりまして、店舗毎の削除、ISPによる悪質性判断及び結果の処罰多寡への反映、社名の商標使用の違法性の認定、スローガン等への社名使用の違法性認定という事で進めております。

実務問題への対応の3、再出品の抑止をあげておりまして、その中で四つポイントがありまして、禁止、再出品の禁止、再出品は即時削除。身分確認の徹底。情報開示、権利侵害出品者、侵害品・出展減点内容の出品者サイト上の揭示。4点目としまして、授權確認、授權証、商品出所確認システムの構築。

規定不備への対応につきましては、そのまま規定不備への対応ということなんです、四つ、公示の警告、期間の延長。それと情報提供義務、店舗内全ての侵害情報提供義務の低減。累積減点、年度末累積減点リセットの廃止。それとサイト間運動、ID封鎖に関するアリババ・タオバオ間の連動。

規定の運用不備への対応に関しましては、まず減点手段、複数違反行為は合計減点か、一番高い減点か。それと減点の徹底としまして1ストライク原則の運用徹底、BtoC。それから三点目としまして証拠の基準、ID取り消しの確固たる証拠。

不明事項の照会につきましては四つあげておりまして、再登録の防止、ID封鎖後の再登録防止手段。信用ランキング、減点内容の反映。保護範囲、知的財産権の保護範囲。真正品ルート、消費者への真正品購入手段の紹介。

今色々項目の中でも色々ご説明するような形になりましたが、今実際にインターネットWG全体が取り組んでる活動という事で聞いて頂ければありがたいです。ご清聴有難うございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

山田董事長どうもありがとうございました。

ではここで一回10分間休憩に入らせて頂きます。10分後にまた再開させて頂きますのでお集まりくださいませ。なおこの休憩中に本日18時30分から行いますBPA貢献部門感謝式典の参加料、支払いがお済でない方は受付のほうで受け付けておりま

すので宜しくお願いいたします。では 10 分後にまたお戻り頂くようお願いいたします。宜しくお願いします。

「上海 IPG 全体会合」

第 1 部 各種連絡事項

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

では皆様再開させていただきますのでお席のほうお集まりください。では上海 IPG 全体会合を再開させていただきます。

お手元の資料ですが、議事次第の第 1 部、各種連絡事項のほうから始めます。メンバーリスト、IPG 参加規則、IPG パンフレット、IPG の歩み、模倣対策マニュアル、ブランド保護連携フォーラム 2011 年度版等々ございますけれども、お手元に足らなければお近くのスタッフのほうにお伝え頂ければと思います。

お手元の資料の中にございます IPG のメンバーリストにつきましては個人情報保護の観点からメンバー内のみでの使用となっておりますので、外のほうにはお出しにならないようお願い申し上げます。またそのメンバーリストにつきまして誤り等ございましたら仰ってくださいませ。訂正をさせていただきますと思います。

続きまして IPG の退会の状況についてご報告させていただきます。昨年度末に昨年度の会合への出席回数が 2 回に満たないメンバー様に対し、継続のご意思を確認致しましたところ、体制が整うまで一旦退会なさる等の理由で 20 社ほどのメンバー様が退会されましたので、ここでご報告をさせていただきます。

もうひとつ報告事項ございますが、今日は 18 時 30 分より BPA 貢献部門感謝式典がこの階の別の会場にて開催致しますので、皆様ご出席をお待ちいたしております。

では早速でございますが、議題の①でございます新規メンバー様のご紹介・ご挨拶という事で、本日は三菱重工業様が新しく参入されておりますので、三菱重工様お手数ですが前のほうで一言頂戴できますでしょうか。

○三菱重工業 角田氏

三菱重工知的財産部の角田と申します。宜しくお願いします。

この度は入会させて頂き、ありがとうございました。この会場にいらっしゃる人数の多さにただただ圧倒されております。弊社は、中国の知的財産につきましてはまだまだ発展途上ですので、皆様のお役に立てる所は少ないかもしれませんが、今後とも宜しくお願いいたします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ご挨拶どうもありがとうございました。

続きまして議題の②でございますが、本日在上海日本国総領事館に、4 月に新しく経済担当領事といたしましてご赴任されてきました福永領事のほうにお越し頂いておりますので、福永領事から簡単にご挨拶を頂戴できればと思います。宜しくお願いいたします。

○在上海日本国総領事館領事 福永氏

皆さんこんにちは。4月23日付けで在上海日本国総領事館に赴任いたしました、福永と申します。宜しくお願いします。経済産業省から出向し、知財の問題を含めて経済関係を担当させて頂く事になりました。知的財産の問題は枝野経済産業大臣も大変関心を持っておりまして、おそらく皆さんご存知かと思いますが、本年3月に中国の商標権の問題に関して、大変厳しい言い方で非難をされておりました。是非こういった問題に対しても、領事館の立場から協力していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

福永領事どうもありがとうございました。

続きまして③ですが、IPGの事務局をさせて頂いております、私共ジェットロ、日本貿易振興機構東京本部の進出企業支援・知的財産部の知的財産課長が変わりました。新しく着任いたしました知的財産課長の加藤からご紹介と挨拶をさせて頂きたいと思っております。では加藤課長をお願いします。

○ジェットロ 加藤氏

皆様こんにちは。東京本部から参りました加藤でございます。前任の吉村が大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私は中国との業務は多少経験がございますけれども、この知財分野は全く素人でございますので是非皆様のご指導を頂きながら学んで行きたいと思っております。宜しくお願いします。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

加藤課長どうもありがとうございました。

では④からまた説明させて頂きたいと思っております。幹事の皆様に前のほうにお越し頂いております。④はIPG知的産権保護連携ポケットブックにつきまして幹事の宇田川様からお話頂きたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○宇田川氏

この手帳は江蘇省TSBからの要望によって2009年に作成しました。その後、執法人に日系企業商標を認識してもらおうと共に日系企業の侵害品を発見場合には直接権利者と連絡が取れる事を目的に、真贋選別セミナーや意見交流会等の機会に、関連行政部門に配布してきました。この度更新版が完成しました。こちらになります。この手帳の行政部門以外の配布先については、情報提供にご協力頂きました会員のみとさせていただきますので宜しくお願いします。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

宇田川さんありがとうございます。

では⑤の江蘇省TSBブランド保護連携フォーラム年次総会について大上様宜しくお願いいたします。

○大上氏

フォーラムの年次総会の開催が今年の3月に予定されていましたが、残念ながら先

方の都合で中止となりました。現時点では次回の開催日程に関しては未定という状況です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

では大上様、続きまして⑥の貢献部門感謝式関連 IPG 全体活動についても宜しくお願ひいたします。

○大上氏

それでは資料7のスケジュール表に沿って、昨日から明日までの上海 IPG としての活動内容に関し簡単にご説明させていただきます。昨日 16 日の午後二時から質量技術監督部門と IPG の交流会が開催されました。詳細は資料の9をご参照下さい。それから、今日ですが、現在第 58 回の IPG 全体会合が開催されています。この後、6 時半から資料8にありますように、2011 年度の貢献部門の感謝式が開催されます。次に明日の 18 日ですが、これは資料 10 にありますように、午前 9 時から税関総署、華東地区税関と日系企業代表との間で知識産権意見交換会が開催されます。その後、午後には 2011 年度水際 WG 貢献部門の感謝式が行われます。

簡単ですがけれども以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

大上様ありがとうございました。

では7番目の模倣対策中長期計画の見直しについてグループ長の丸山様よろしくお願ひいたします。

○丸山氏

模倣品対策の中長期計画の見直しというものになりますが、これ 5 年ほど前に 10 年後を見据えた中長期計画というものを立案いたしました。それに関しまして今 5 年経ったという事で今中期、それから 10 年後の長期を見据えてもう一度見直してみようということをして今現在、幹事会メンバーを中心にやらせて頂いております。この結果についてはまた追ってお知らせしますのでまたご報告させていただきます。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。

では続きまして8番の中国 IPG 政府部門向け交流会議の開催について幹事の宮腰様よろしくお願ひいたします。

○宮腰氏

それではお手元の資料の 11 をご覧下さい。今年 6 月に中国 IPG 政府部門向け交流会議を発足することになりました。2012 年の 4 月からの IPG としての中国政府との交流、IIPPF、IPG 連携での中国政府との交流、それから水際 WG の税関との交流が本会議の現時点での活動対象です。それぞれ上海 IPG グループ長、北京 IPG グループ長、水際 WG グループ長が牽引役となり、その他、必要に応じてそれぞれの牽引役から指名された IPG の統計管理や WG の代表を補佐役とし会議を運営していく予定です。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

それでは続きまして⑨の中国日本商会白書、経済産業省・特許庁に対する建議について丸山様宜しく願いいたします。

○丸山様

資料 12 をご覧下さい。こちらは既にこの場におきまして二度ほど紹介させて頂いております。こちらの中の第二というところで中国知的財産制度運用の現状と課題という所で、ただ中国側に厳しい言い方が多すぎるのではないかという面がありましたので、ここを見直しをさせて頂いて、日本及び中国から客観的な表現に直させて頂いたというところで、この状態で今建議書のほうは発行させて頂いております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

次の⑩から⑭までの議案につきましては、時間の関係で資料配布で報告とさせて頂きたいと思っております。また後ほど資料のほうご覧頂きたいと思っております。

続きまして⑮の 2011 年度上海 IPG 活動の総括につきまして丸山様お願いいたします。

○丸山氏

それでは資料 18 をご覧下さい。こちらの上海 IPG 活動総括も前回も少し紹介させて頂いたと思っておりますけれども、2011 年度の活動につきまして詳細に伝えさせて頂いてると思っております。ちょっとボリュームのほう多くなっておりますが、今後のビジョン等皆様もご覧頂きましてまたご意見等頂ければと思います。宜しくお願いします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。では 16 番目でございますが、IPG での覚書の締結について岸上様よろしく願いいたします。

○岸上氏

この場で前回もお話したと思っておりますけれども、税関総署との覚書の締結、それからアリババとの覚書の締結に関しまして、内容的にはフィックスしておりますが、関係各署への確認をしている段階です。前回はこの 5 月に締結調印式を行う方向で推進中とお話いたしました。敢えて無理な日程で行うことはないとのことで、今後の効果的な時期や場所にて実施することとなりました。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。では 17 番目でございますが、2011 年度中国知的財産権関連法勉強会を開催させて頂いておりましたが、試験の結果が今般出ました。

試験を受けられた結果、優秀な成績をおさめられた方を表彰したいと思います。丸山グループ長から成績優秀者の方、今からスクリーンのほうに出しますので、表彰をお願いしたいと思います。

ご覧になっているようにテストの結果としましては、上位二名、つまり第一位が二

人いらっしゃいます。大金の周さんと、それから同じく第一位でオムロンの劉さんに、今から丸山さんから表彰して頂きます。会場にはお二人お見えになってますでしょうか。

大金の周様、それからオムロンの劉様、オムロンの劉様は代理の方になるのでしょうか。では前のほうにお越してください。ではまず大金の周様宜しくお願いします。

○丸山氏

おめでとうございます。

○大金 周氏

ありがとうございます。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

続きましてオムロンの劉様の代理の方。

○丸山氏

おめでとうございます。

○オムロン 劉氏代理

どうもありがとうございます。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

お二人以外にも成績な優秀でこの試験を通られた方が他にもいらっしゃいます。皆様におかれましては、勉強会で得られた知識を業務のほうにも生かして頂きたいと思えます。どうもおめでとうございます。もう一度拍手をお願いします。

では以上 17 番目まで終了させて頂きましたが、続きまして第 2 部の講演会の部に移らさせて頂きます。講演の一つ目といたしましては、本日特許庁からお越し頂いてますが、総務部国際課の山本地域政策室長から「日本特許庁の中国政策、IPG への期待」について講演をお願いできればと思えます。では宜しくお願いします。

第 2 部 講演会

【講演①】

【テーマ】「日本特許庁の中国政策、IPGへの期待」

【講師】特許庁 総務部 国際課 地域政策室長 山本 信平氏

只今ご紹介頂きました、特許庁国際課地域政策室長の山本でございます。本日はこのような沢山の日本企業の皆様の前でお話する機会を頂きまして有難うございます。

今回私これから行われます表彰式に加えまして、昨日開催されました IPG と ACSIQ の交流会、それから今日午前中に開催されました自動車・部品 WG に参加させて頂き

ました。

私の現在の業務は中国を始めとするアジア諸国への産業財産権分野における協力、それから日本企業の模倣品対策のお手伝いですが、13年前もこの業務をやっておりました。奇しくも13年前にも、このように上海で講演する機会を頂きましたけれども、その時のテーマは「偽物対策は皆さんが主役です」という、今で言うところの脇役のお前は引込んでろと言われそうなくらいの事を話しておりました。その時代から考えると本当に皆様 IPG、それから日本企業の皆様が中心となって政府をリードする形で中国政府と協力関係を築き、しっかり日本の知的財産権を守っているというのは大変すばらしい取り組みだと思います。

本日の私のテーマは、「日本特許庁の中国政策と IPG への期待」ということですが、上海に来る前の13年前のイメージで書いてしまったのです。こしピンボケになってしまっているかもしれません。ただこれからの IPG と特許庁の協力関係を考える上で、もしかしたら皆様の何らかの参考になるかもしれないと思ってお話させて頂こうと思います。

まず日本特許庁の中国政策でございますけれども、中国の知財政策は大きな変換点を迎えつつあるという認識に基づいています。一昔前まで中国といえば模倣大国と思われておりましたが、最近ではもうひとつ大きな側面として、特許出願大国化という事が挙げられるかと思えます。

一番左下のグラフでございますけれども、これは日米欧韓中という世界の上位5位の特許出願件数の変遷でございますけれども、赤線で示している中国の特許出願件数、暫定値ではございますけれども、昨年アメリカを抜いて世界第一位となりました。これが第一位になったにとどまらず、特筆すべき事はこの上昇率であると思えます。他の国は漸増もしくは微減状態にあるにも関わらず中国のみ急激な上昇傾向にあります。更にこの一番右下の図でございますけれども、中国政府としては目標件数として2015年には特許85万件、実用新案90万件、意匠75万件、合わせて250万件という数値をあげております。この三権で言えば恐らく中国だけで世界の半分を占めているのではないかとこの勢いで出願が増加しております。

過去、経済成長に伴って特許出願件数が増えるというのはどこの国でも起こったところでございますけれども、これまでの歴史では、日本に象徴されるように基本的には出願ばかり増やしてもしょうがない、審査が遅延するので出願は減らしましょう、量ではなく質で勝負しましょうというような政策をとってきました。これはどこの国も公務員の定員という問題を抱えており、限られたリソースのもとでは審査が出来る件数が限られていたからです。

現在の中国というのは全く違う状況であると言えます。出願件数をどんどん増やしてください、その代わりに審査官も増やしますよという方針を打ち出しています。同じく2015年の目標として審査官を9,000人に増員するという事も言っております。

これまで他の先進国が採ってきたような出願を量から質へ転換するという政策モデルに対して、質は問わずに量をどんどん追求する全く新しい政策モデルが提案されていると思えます。今後この二つの政策モデルの間で大きな摩擦が生じこれが企業に対する大変な重みになってくだろうと我々は予想しているところでございます。

更に付け加えるなら、出願件数だけではなく訴訟件数においても中国はもはや世界第一位になっていると言えます。このグラフは知財の中で特に特許と実用新案、意匠に関する訴訟件数を日、中、米と比較したものです。日本では元々訴訟件数が少ない

のはご存知かと思えますけれども、訴訟大国といわれるアメリカでさえ 3,000 件ちょっとであるところ、中国では既に 5,700 件以上の特許、実用新案、意匠の訴訟が提起されています。すでに米国以上の訴訟大国になっているというふうに言えると思います。更に数だけではなく金額にしても、有名な事例としてフランスのシュナイダーという企業が 20 億円払ったという事件も最近あったところです。

以上が特許・実用新案に関して我々が認識している問題ですけれども、商標に関して、日本の地名、もしくは周知な商標について全く関係ない第三者が出願し登録するという問題があります。

この問題をとりあげた日本の報道番組によると、インターネットで世界中の著名商標を調べてまだ登録されていないものについて出願し、それを転売するというビジネスモデルが成立しているというような状況があるということです。我々の知っているところでは例えば北海道や青森という地名、高島屋というような商標が登録されています。

以上、昔からある模倣品問題に加えて、我々が認識する中国における問題を優先順位順に並べるとこういう順番になるかと思えます。一つは件数が増えている特許・実用新案・意匠の中で特に無審査で登録され、尚且つ乱用防止策もあまりない実用新案制度を何とか出来ないかという問題です。中国政府が直ちに制度改正するという可能性は低いと思えますけれども、それでも地道な取組が必要かと思っております。実用新案制度に対しては無審査ではあるものの第三者への措置を排除した制度をもっている日本、無審査制度から審査制度へ再改正した韓国を含め、日中韓の三国特許庁間で実用新案制度に対する意見交換を開始いたしました。現在各国の実用新案制度の制度比較をしてこれから更に背景に対する意見交換をしてベストプラクティスは何かというところまで議論ができればいいかなと思っております。

更に今実用新案公報に関しては英語の抄録さえ付いていないという状態ですので日本の企業でも権利情報に非常にアクセスしにくい状態になっているという問題がございます。これに関しましては今年の 3 月から中国実用新案公報の和文抄録を機械翻訳して、特許庁の IPDL で提供を開始しております。是非利用して頂ければと思います。

冒認商標問題に関しましては企業の皆様のサポートというのが中心的な仕事になると思っておりますので、まず商標の検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成して、これをインターネット上で公開しております。また北京には冒認商標問題特別相談窓口を設置いたしまして、困った企業・地方自治体の皆様にはいつでも相談にこられるという体制をとっています。更に適切な権利保護のための中国政府への働きかけというところでは様々なレベルで働きかけを行っているところでございます。

三番目、これは以上の二つに比べてもうちょっと期間がかかる話だと思いますけれども、最近新しく取り組み始めたテーマとして特許制度の制度調和の問題があります。これ自体 WIPO で議論されてきましたけれども WIPO では南北問題により制度調和について議論できるような状況では無くなっております。もう 5 年以上、WIPO では議論が止まっているところですが、アメリカが先発明主義から先願主義へ大きく制度転換をしたということを契機に、まずは今ある日米欧中韓の 5 庁の特許庁長官会合で制度調和の議論を開始しました。

5 大特許庁という責任ある世界の大特許庁間で議論するという日本からの提案によって、各特許庁とも制度調和について議論をしていこうという意識をもってきているところです。

以上プライオリティーの高いテーマが3つありますけれども、最近の特許庁の中国政策という意味でひとつ大きな成果がありましたので、ご報告させて頂きたいと思えます。昨年の11月1日より日本と中国との間で特許審査ハイウェイプロジェクトを開始しました。既にご存知の方も多いかと思いますが、特許審査ハイウェイがどういふものか簡単にご説明しますと、第一国、通常日本の場合が多いんですけれども、日本で出願され特許査定がなされた案件については日本の審査結果を付けて中国のSIPOに提出すると日本では特許になるという審査結果を参照して迅速に審査をしてもらえというプログラムです。この特許審査ハイウェイは日本の特許庁が提唱したものです。現在40ヶ国以上が参加しているプログラムです。中国も日本からの強い働きかけによって昨年このプログラムに参入しました。

我々は中国にと話し合いをする機会いくつか持っております。まずは日中の二国間の関係でございますが、日中特許庁長官会合を一年に1回開催しておりますけれども、直近のものは昨年の10月に開催しました。ここでは特許審査ハイウェイ開始の合意、制度調和に向けて日中で協力していきましようということ、日中特許文献の機械翻訳について協力していきましようということ、特許法制度及び運用に関する意見交換を進めていきましようということで合意しました。また商標を担当する工商行政管理局の間でも何度か協議の場を設けておまして、そこではここで先ほど紹介した冒認商標出願問題を議論し、さらに商標審査官の交流をして行きましようということにも合意しました。

それをひとつ大きくした枠組みとして、日中韓3国の特許庁長官会合を毎年開催しております。直近のものは昨年12月に開催しました。ここでは日中韓で特許の進歩性に対する事例研究会をやりましようということ、先ほど紹介しました実用新案制度の意見交換会をやりましようということ、3国の特許庁で制度調和に向けてモーメントを作ていきましようということ、特許分類について協力していきましようということ合意したところ。です。

そして更にもう一つ大きくした枠組みとして、5大特許庁長官会合、即ち日米欧韓中の特許庁長官会合を毎年一回開催しています。直近では昨年の6月東京で開催したところですが、5大特許庁長官会合の中では特許制度の調和が一番大きな軸となっております。現在までのところ、マトリックスを作りまして5庁の間にどのような制度の違いがあるのかという比較研究を行ったところでございます。今後更にその比較研究結果に基づき、どのように制度調和というのを進めていくのかということ議論することになっております。

長官会合とはずれますが、日本政府の取組として最近大きな成果があったものを紹介させて頂きたいと思えます。偽造品の取引の防止に関する協定、通称ACTAと言われるものでございます。2008年から交渉を開始しまして、2010年10月に合意、2011年11月に署名という運びになりました。実はこれ模倣品対策と言いながら交渉参加国は日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコということで中国は残念ながら入っていません。これはこの枠組みを作るときに関係国で大きな議論があったのですが、中国等の新興国を入れずに条約を作て意味があるのかという意見があった一方、新興国を入れて本当に高いレベルの議論が出来るのかという意見がございました。

結果としてこの11ヶ国で決めたのはまずは我々先進国、もしくは先進的な考え方をもつ国で高いレベルの条約を作りその後その他の国に参加を呼び入けていきましようということでした。多分私はその判断は正しかったと思っております。もし新

興国、途上国が入っていたら、去年 10 月に署名というスピード感では交渉は出来なかったでしょうし、最悪条約自体の成立というのが無かったかもしれないと思っています。

ACTA の中には WIPO、TRIPS を超える高いレベルの規定が入っております。例えば国境措置に関して TRIPS は輸入だけ取締りをすれば良いのですが、輸出貨物の取り締まりも行いなさいという規定が入っています。民事執行に関しては損害賠償額の算定を容易にする規定を設けなさいということが入っています。それから刑事執行に関してはラベル自体の取引が最近多くなっておりますけれども、ラベルだけの取引も取締りをしなさいということが規定されています。また、インターネット上の侵害品対策も入っています。

現在日本も国会で審議を行っているところでございますけれども、今後は中国にも働きかける事によってより実効性を高めたいと思っております。日中知財 WG という中国政府と日本政府の取組がございまして、そこでこの話題について紹介したところ、中国政府から非常に前向きな対応がございました。中国国内法との比較検討を続けてくれというような要請がございましたので、こういうような働きかけをすることによって、いつになるかは分かりませんが中国にも ACTA に入ってもらいたいと思っています。以上が日本特許庁の中国対策でございます。

このような対策をとっておりますけれども、私としてはますます IPG、もしくは日本企業の皆様と日本特許庁の連携はますます重要になってきているだろうというふうに思っているところです。ここ 20 年の知財状況の変化は私のイメージですとこんな感じになります。20 年前、中国政府も中国企業自体も知財に特段の関心がなく、模倣し放題というような時代がございました。

1990 年に入って中国も WTO に加盟し、諸外国からのいろいろ圧力が強まったところから、制度を整備し、プラクティスの整備をしないとイケないという意識を持ち始めたのだと思います。ここにきて、知財しっかり守らなくてはイケないし、言われればなしではイケないなというふうに中国企業、中国政府は思っていると思います。

そこで、先ほど申し上げたように 2015 年に向けて 250 万件特許・実用新案・意匠、これを成し遂げればもうだれにも文句言われぬんじゃないか、こんなに沢山出しているのだから外国企業が攻めてこようとしても中国企業安泰じゃないかと、そんな考えで出願数が増加していると思います。

更に特許になった後も、例えば技術輸出入管理条例でライセンスを与えるときにはライセンスを保証しなくてはイケない、ライセンスを与えた比率が第三者の権利を侵害していた場合にはライセンサーが損害を補償しなくてはイケないという規定を入れることによって、出来るだけ外国企業の技術を中国企業に移転したいというような要望を持っているのだと思います。

左側に戻りますと大量出願が防衛だけに留まっているだけならまだ良いのですが、こんなに沢山出ているのだからどんどん外国企業訴えようというような時代も遠からず来るんじゃないかなというふうに思っております。

このようにほんの 20 年の間に中国の知財状況というのは大きく変貌しているというのが私の歴史認識でございます。そうであるならば、我々日本特許庁もしくは皆様の対応がこれまでどおりで良いのだろうか、という問題意識も常に持っております。

皆様方から常に最新の情報を頂きながら、日本特許庁としては本当に何をしていくべきなのか、今日は昨日とは違うんだというような意識を持ちつつやっていく事が大切なのではないかなと思っています。そういう意味では是非皆様からいろいろな情報を

頂きたいと思っています。

情報の使われ方として USTR がどういうモデルなのかなど分析すると多分こういう事だと私は思っております。まず海外に進出している企業の皆様が海外で出願したり、エンフォースメントしたり、もしくはライセンスに対しても色々な交渉をしていく、その中で恐らく外国政府、外国制度の問題点が発見されるでしょう。そしてこれを IPG という素晴らしい組織で情報収集して、日本政府に提供して頂ければ、それに基づいて我々が外国政府に働きかけをすることが出来るようになります。その結果、外国政府から何かしらの反応があるでしょう。それを我々からまた IPG の皆様にお渡しする、フィードバックに基づいて更にエンフォースメントしていく。USTR が行っているようなこのような情報の循環を構築していく事が我々の協力関係をより強化していくことに繋がっていくのではないかとというのが私の仮説でございます。是非皆様のほうでも検討して頂ければと思います。

最後にこれに関係しますけれども特許庁国際課では、いつでも皆様からのご意見・ご要望を歓迎いたします。IPG 所属団体としてではなく個人として一企業としてでも、どういう立場でも結構です。もし問題があればご要望があればご遠慮なくご連絡頂ければ大変幸いです。電話番号とアドレスをここに書いておりますのでご連絡お待ちしております。

どうもご清聴ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

山本室長どうもありがとうございました。質疑等がございましたら、どなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。では山本室長どうもありがとうございました。

では講演会の二つ目でございますけれども、続きまして QBPC の張主席から、中国の自主革新政策と知識産権保護の動向についてご講演頂きたいと思っております。

【講演②】

【テーマ】「商標侵害という違法・侵害行為に対する効果的取締を達成するためには？」
「自主的イノベーション政策とその影響について」

【講師】中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会（QBPC） 主席 張 為安氏

○QBPC 張氏

日本企業の皆様、知的財産権の専門家の皆様こんにちは。本日は私達が中国の知的財産権の最前線で得た経験と知識を交流する機会を頂きまして大変嬉しく思っております。

まず私の報告は二つの部分によって構成されております。第一点目としては商標侵害という違法犯罪行為に対し、どのように実際の事例から見て効果的な取締を達成するのか、この経験を踏まえて是非皆様と成功した経験を共有したいと考えております。二つ目の内容は、欧米政府、欧米企業が大変注目している話題でありまして、所謂中国の自主的イノベーション政策、それからその知的財産権に対する影響についてご紹介したいと思っております。とりわけ商業秘密の保護、技術の譲渡、それから技術基準の制定、この3方面での影響についてご紹介したいと思っております。

模倣品の取締をするときに、ただ中国の関係部門を知っているだけでは足りません。模倣品の製造・販売がどのように進行しているのか、このパターンを徹底的に理解する事が大変重要であると思います。

これは伝統的な模倣品の国際貿易のスライドです。まず海外の買い手、通常は中東、南アジア、東欧の買い手がおりまして、彼らは新しい商品のサンプルを中国に持って OEM の工場を探しにきます。海外の買い手と中国の模倣品の業者、貿易商社が商品展示会で知り合い、模倣品の商売を企みます。特に最近では数多くの外国の会社が中国国内で事務所をつくり拠点として活動しています。この模倣品の取引の契約が制約した後には、彼らは品質の一番良い包装・印刷工場を探します。本物と識別出来ないようなそっくりなものを作りたいからです。更に原材料、補助材料、半製品を探し、地下の原産工場、要は一般の住宅に運んで模倣品を作ります。5年前、10年前はよくこのような摘発の事例がありました。つまり、このような地下の工場がありました。

最近になってからは彼ら模倣品業者は非常に能力も高くなり、このような摘発の事例は大分減って来ました。しかも調査会社から見ると、非常に困難な立場の中で、ようやくこの闇の偽物工場を発見するのに、それをすぐ権利者に通知し、効果が得られないと、その後発見がもっと困難になるという心配があります。ですから調査会社は、例えばこの闇の住宅を発見した場合はすぐには摘発しないで、動向をコントロールします。その後、生産した模倣品を住宅に移すときに摘発します。よく調査会社から「また新しい倉庫を発見しました」という連絡を受けます。もし調査会社から何回も倉庫発見のみの通知を受けた場合には是非注意してもらいたいと思います。というのは、そうしたケースでは工場が金の卵を産む鶏として、調査会社から保護されているからです。つまり権利者は卵だけを摘発する状態となってしまいます。これらの模倣品が闇の製品倉庫に保管された場合にはよく税関から偽物を押収したという通知が来ます。数多くの QBPC の会員企業は税関から多くの支援を貰っています。印刷工場などの摘発の場合は通常は AIC と TSB からの支援をもらっています。

ところで私は行政摘発はあくまでも消火作業に過ぎないという事を皆様に御話したいと思います。消火作業なので、誰がこの火をつけるたのかは、調べる事が出来ません。中国の公安機関による刑事偵察こそ、火をつけた真犯人を発見する一番重要な方法だと考えております。数多くの刑事偵察の案件記録から見て、最近の動向として、模倣品業者はかなり権利者の販売ネットワークに浸透していることがよく分かります。特に原材料の調達、生産、販売など一連のルートの中には、権利者には数多くの不利がありますので、不利なところを全部改善して初めて権利保護が出来るということです。

行政機関による消化作業、公安機関による真犯人の逮捕、そして権利者による防火の準備、これは同じレベルの重要度を持っていると思います。特に最近ではインターネットの普及によってインターネットで模倣品の取引が盛んに行われています。インターネットの模倣品は通常速達の会社、特に中国の EMS を通じて販売されることが多いです。また、自由貿易エリアは、海外という認識がありますので、そこでの模倣品生産には税関の監督が行き届きません。

私達 QBPC の会員企業はかつてある事例に遭遇しました。自由貿易エリアの中に模倣品を作ってる業者がいました。摘発をしようとしても税関は「その地域は海外だ」と言って摘発をしない、工商局もなかなかいかない、という事例でした。最近の動向としては一部の模倣品業者は海外、例えばアフリカで模倣品の製造拠点を作ります。海外で作られていますので、模倣品の生産・販売を私達はなかなか把握出来なくなり

ます。

私達が勤めている GE の場合を言いますと、かつては照明材料の偽物が数多くアフリカに輸出されました。私達の努力と税関の協力のもとで、私達はこの偽物の販売のネットワークを摘発しました。数多くの省に跨り 50 社以上の偽者の業者の存在するネットワークでした。この事例の主犯者は常州にある貿易商社で、ナイジェリアに販売事務所を作っていました。偽物担当者は毎年の半分はナイジェリアで仕事を開拓していました。この案件が上手く摘発された事によって、私達 GE のナイジェリアにおける売り上げが回復できました。伝統的な執法パターンでポイントのみを行政摘発するだけでは、このような効果をおさめられなかったと思います。

このスライドは公安機関の刑事案件の成立に関するフローチャートです。私が勝手に作ったものではありません。私は公安機関の中に掲げられている、画面を写真に撮ってそれを私達会員に照会したものです。

幾つかの方法があります。権利者からの場合は届出、内部の事情を知る人による届出には告発という言葉を使います。公安機関はまず管轄権の有無、それから案件立件可否の審査を行います。審査の基準は、刑事訴追の審査と同じで不法経営金額、或いは数量の基準となります。

税関が公安局に刑事移送をし、公安局がそれを立件できないと回答するケースがあります。その原因について次に私からご紹介したいと思います。例えば、貿易商社が江蘇省にあり、模倣品が上海税関、或いは天津税関で発見され、生産場所は河北省或いは浙江省とします。この場合は、税関は取締った後にはまず上海と天津の公安局に移送します。しかし、生産の現場はいずれも上海と天津ではないので管轄権がないという事になります。

しかしこの問題は昨年の一月に解決されました。最高人民法院、最高人民検察院、公安部が昨年の一月に管轄権に関連して「知的財産権侵害案件の取り扱いに関する法律適用の若干問題に関する意見」を公表し、その権利侵害の発生地は管轄権を持つことになりました。もし今後公安局に移送された案件が拒否された場合は、私達権利者はこの司法意見を根拠として管轄権のある公安機関に必ず立件しなさい要請しなければいけないと思います。

偽物が税関により摘発されたものではなく、他の行政部門によって摘発されたものである場合は、刑事処罰になる基準に満足しているかどうか不明ですので、公安局、AIC と TSB が一緒に調査することとなります。現場の摘発から貨物の押収、価格の査定、それから具体的な刑事基準に満足しているかどうかの検討、この流れについては公安機関によっては数週間から数ヶ月間を要します。時間が長いので、正式に案件が成立したとしても、銀行にある貯金も全部引き出されて犯人が逃げってしまうというようなケースもよくあります。

ですから私達 QBPC は、これまで偵察段階の繰上げ実施を要求してきました。初歩的な証拠によって模倣品業者の犯罪容疑がある程度確認された場合は、刑事手続きを遂行することを要求します。ある案件が成立した場合権利者は被害者として裁判所に対して、案件の内容を見る事を要求できます。よくあるパターンとして権利者を公安局との協力は非常に緊密に行われていたものの、検察機関に移送後の協力はあまり重視しないというものです。実際は権利者が検察機関との協力を重視しないという事は大変重要なチャンスを失ってしまったという事を意味します。

案件の整理において、案件記録の閲覧という段階があります。この段階では権利者は案件に関する全ての内容のコピーができ、様々な情報を自分達の情報として活用す

る事ができます。一部の弁護士からは中国の刑法によると、犯罪人の弁護士のみが案件記録の内容を閲覧することができ、権利者即ち被害者の弁護士は案件記録の内容を見る事が出来ないという主張がありますが、これは正しくない認識です。1998年に最高人民法院が刑事訴訟の弁護士による案件記録の閲覧を保護するという意見があります。2004年には、最高人民検察院からも、これと同じような内容の意見が発表されました、権利者の代理弁護士が案件記録の内容を見る事ができると定められております。

先ほどのアフリカの事例では案件の審査内容の記録を全部見る事ができました。公安局の中には、公安の担当者と犯罪者の本当の記録も全部記録されていました。これによって普段私達は把握できない状況を全部把握でき、偽物ネットワークを潰すために大変有益な資料となりました。案件の審査記録を見ると一部の法案記録の担当者は非常に賢くて、質問の内容も非常に上手い、一方で一部の公安局の担当者はやはり業界知識が足りずあまり良い質問をしていなかったということも分かっております。

こうした状況を改善するために、私達は公安機関に対して尋問のフォーマットを提供しました。公安局が犯罪者に事実の調査をする際に、このフォーマットに従って質問をすれば、私達は一層模倣品ネットワークの情報をつかむ事が出来ます。どういう人物がどういう地域でどういう時間どのように偽物を作っているのか全部把握できます。

QBPC の会員からは、「私達の会社はよく偽物取締をやっていますが、売り上げの回復には直接繋がっていない。しかし御社はなぜすぐに売り上げが回復したのか」という質問をうけます。私は先の説明のように回答しました。私達は公安機関と密に連絡し公安局がつかんでいる情報、即ち主犯者等の情報を把握してますから、より有効な方法を採用できるからです。

これは公安機関の管轄権を解決した内容のスライドです。知的財産権侵害犯罪案件の地域には権利侵害製品の製造地域、貯蔵地域、輸送地域等を含むこと、これが最高人民法院、最高人民検察院、公安部が2011年1月に共同公布した若干問題に関する意見の中に定められております、この意見は公安部が自ら提出したもので、最高人民法院と最高人民検察院と一緒に公布しました。ですので公安機関との協力は大変重要であると認識しております。IPGもこれから公安機関との協力を強化することについて大変嬉しく思います。

我々QBPCは2002年4月から中国公安機関との協力を始めました。最初はまず偽物取締の意識のレベルアップというテーマで青島で会議を開きました。2002年には、公安機関と共に、偽物取締を仕事の重点とするように検討作業を行いました。2003年には偽物取締能力の構築とするをテーマとして汕頭で協力会議を開きました。今年のフォーラムは第4四半期に行われる予定です。私達QBPCは公安部との協を大変密接に行ってききましたので、各地方の公安局も非常に積極的に私達に協力してくれています。

2005年は上海市公安局、2008年は四川省の公安厅とそれぞれ協力覚書を締結しました。これは先ほどのアフリカの事例です。天津税関と上海税関で偽物が押収されましたが、管轄権の問題でなかなか解決できませんでした。しかし2011年1月の意見発布後、私達は再度QBPCのプラットフォームを利用して中国政府の重視を要求しました。その後商務部、公安部、税関総省、上海税関、上海市公安局、江蘇省公安厅、広州市公安局の力強い支持を得ました。

2010年のQBPCの全体会合の時に、私達は中国政府のアフリカ地方シンクタンク

の担当者に来てもらいました。中国政府の中で中国・アフリカ地方を担当するシンクタンクの専門家に対して、偽物がこれからの中国とアフリカに対して潜在的な危害になり得ることを改めて認識させた結果、同専門家は中国政府に対して、その重要性を伝えました。

2011年と2012年には、それぞれ商務部の陳徳明部長、江副部長から会議の参加を要求され、私が中国のアフリカ向け偽物の輸出状況について講演をしました。その結果として商務部の部長が大変重視し始め、公安部の中でも中国からアフリカ向けの偽物の取り締まりは取り締りの重点となってきました。中央政府のトップレベルへの政治・外交関係面への働きかけは重要ですが、地方の実務レベルでもやはり細かい配慮が必要だと思います。

この写真スライドは常州市公安局、常州市副市長が私達 QBPC の受賞式に参加したときの写真です。常州市の公安局の局長が、QBPC の受賞式に参加し QBPC が如何に強い影響力を持っているか理解しました。私達は受賞式で相手を褒賞しましたので、副司長と公安局長に大変激励されました。

一つの案件をどうすれば上手く取り扱えるのか、これは外部の弁護士に一任するというのではなくて、自分から全ての資源を導入して、有益な案件となるように頑張る必要があると思います。

私達は税関から公安局への移送の際にもまた新しい経験を勉強することが出来ました。上海税関から常州市公安局への移送の際に上海税関から次のように言われました。「税関での手続きは終了しました。偽物は本日公安部に移送します。」偽物の取り扱いの容疑のある貿易商社にも同様の話をするとのことでした。

私達は上海税関に大変密接な連携を持っていますので、上海税関に対して「今日は移送を止め公安機関に対しては一週間の準備期間を与えてください。今日はあくまでも情報を共有してください」と話しました。そういう話をしました。私達は上海税関から同意を貰いました。常州市公安局はそれによって十分な取調べの時間を持つことが出来たため、容疑者の場所を調査し、上海で容疑者逮捕に繋がりました。

私の経験から言いますと案件が移行される前にまず情報の共有化という段階が必要になります。公安局に対してある程度の準備期間を与える必要があります。そうして公安局は初めて資料の整理、容疑者の動向のモニタリングが出来ますので良い結果が出ることとなります。

15ヶ月間の専門取り締りキャンペーンでは3回に分けてそれぞれ目標を定めて提携活動を行いました。キャンペーンが終わった後も公安局が自ら私達に対して今年の作業計画にはどのようなものを入れるべきか、という話を受けました。

この写真は公安部経済偵察犯罪局の局長と担当の皆様です。

本日は時間の関係で後半の部分については細かく紹介できませんけれども自主的イノベーションというのは現在中国の司法保護、それから競争環境に対して重要な影響を与えるということです。

本日の皆様日本企業の中には輸出段階における偽物取り締りに対しては大変関心が高いと思います。個別の事例において、偽物取り締りを上手く成功させる為には外部の弁護士に依頼するだけではなくて、各方面の資源を投入する必要があることを皆様と共有することが出来ました。また後半の自主的イノベーションと司法保護の問題については、また時間を作り改めてご紹介したいと思います。

時間が予定より大幅に遅れているようですが質疑応答をしたいと思います。一つか二つの質問があれば私からお答えしたいと思います。

○質問

IP FORWARD の弁護士の分部と申します。私から一点ご質問させてください。先ほどのご説明の中で 2011 年 1 月 15 日、最高人民法院、最高人民検察院らが出した「知的財産権侵害案件の取り扱いに関する法律適用の若干問題に関する意見」についての言及がありましたが、この 7 条で所謂ノーブランド品、ブランドが付いてない商品であっても、これに商標が付けられると思われる確実で十分な証拠があれば、これについても刑事事件成立のための不法経営額の算定の基礎とすると、というような条文がございます。

今日の会合の始めのほうでリコーの丸山様からお話ありましたノーブランド品への対応というのは多くの日本企業が非常に頭を痛めており、本条項はこの解決のための一歩前進と思われますが、実務上、「確実で十分な証拠」ということで色々な証拠を出したりしているのですけれどもなかなか上手く行きません。

もし張さん、または QBPC の参加企業で、この条項の立証に成功した企業があれば、具体的にどのような証拠を出せば良いのか、ご存知であれば教えてください。

○QBPC 張氏

確かにこのような事例は数多く発生していると思います。よく私達もこのような案件に遭遇しております。例えばある部屋の中にはラベルの無い商品が沢山置かれていて、隣の部屋の中には偽物の商標標識が沢山置かれていました。

地方保護主義、或いは法律に対する認識の違いによってこのラベルの無い商品は没収されずに偽物の商標標識だけが没収されることがよくありました。これに対してはやはり司法解釈に従い、例えば同じ組織、同じ人間がやっているから場所が違っても結局偽物に扱われるということを証明し、没収させるべきであると思います。

税関でも同じような件があります。例えば A というコンテナに商標の無い商品が一杯積まれていました。B というコンテナの中には偽物の商標の標識がたくさんありました。A にしても B にしても同じ発送者と同じ受け取り者である場合は証拠がありますから、税関は押収することができます。

時間の関係で私の講演は以上で終わらせて頂きますが最後に中国の商務部は IPG に対する評価はとても高いということでした。本日の感謝式に出席して下さる楊国華副司長の話によると、国务院が特別キャンペーンの後に 37 号命令を出しまして、その中で偽物に対する取締りの長期化・有効化を維持するために 36 項目の内容を定めました。

楊副司長の話によると QBPC は大変豊富な実践経験を持っている組織、IPG は分析・研究に強い能力を持っている組織、この二つの組織が上手く協力し、国务院の 36 の項目に対して是非アドバイス、建議をして頂きたいとのことでした。IPG のご要請ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

皆様、一旦ここで 10 分間休憩を頂きます。今 50 分でございますので 5 時にお戻り頂きたいと思います。この後は中国政府側からのご講演がございますので、時間までにお戻り頂きたいと思います。では宜しく申し上げます。

では再開させて頂きたいと思いますが、ここからは中国政府の皆様には今日は来て頂いています、まずご紹介をさせていただきます。

まず商務部条約法律司、楊司長にお越し頂いております。続きまして国家質量監督検閲検疫総局から執法監査司の馬司長にお越し頂いております。そして税関総署から政策法規司の陳司長にお越し頂いております。

ではお三方から現在の中国知識産権保護の方針についてご講演を頂きたいと思えます。では最初に商務部条約法規司、楊司長からご講演のほうお願いしたいと思います。楊司長よろしくお願いたします。

【講演③】

【テーマ】「現在の中国知識産権保護の方針」

【講師】 商務部条約法規司 副司長 楊国華氏

国家質量監督検閲検疫総局執法監査司 司長 馬氏

税関総署政策法規司 司長 陳氏

本日は上海 IPG 全体会合に参加できまして大変嬉しく思います。私は IPG の全体会合に参加するのは今回で三回目です。我々、そして同僚の皆様も上海 IPG を大変力強く支持しております。また本日ご臨席の皆様の中には古い友人も沢山いらっしゃいます。私は本日の講演が、皆様の新しい経験となることを期待しております。中国の知的財産権の保護活動には、大変多くの仕事と共存しております。熟語で言いますと「日進月移」、つまり毎日毎月新しく成長しているということです。本日の私の講演では昨年度の成績とこれからの我々の計画をご紹介しますと思います。

第一部分では、昨年度の中国の知的財産権保護における成績についてご紹介したいと思います。第二部分では、これからの計画をご紹介しますと思います。

ご承知のように、中国には国家知識産権戦略綱要というものがあります。中国において、知的財産権の保護は、国家戦略の高いレベルになっているという事です。この綱要の具体的な実施内容として、我々は毎年知識産権保護アクションプランと国家知識産権戦略実施推進プランを策定しております。

昨年度、2011年3月に発表された国民経済と社会発展の第二次五ヵ年計画の中にも知的財産権の保護が重点的に言及されました。特に科学技術の進歩、そしてイノベーションを経済発展方式転換の重要なサポートとすることを堅持し、自主的イノベーション能力の拡大、強化に伴いイノベーション国家の構築の速度を速める、というルートが定められています。

これを踏まえて、昨年度には、国家の10の部と委員会が共同で国家知識産権事業発展第十二次五ヵ年計画を発表しました。昨年度の国務院の政府報告の中では、温家宝総理が知的財産権戦略を堅持し、知財産権の侵害・偽物取り締りを継続することに改めて言及した談話が発表されました。国家レベル、温家宝総理の談話から、中国政府が知的財産権の保護を大変重視しているという姿勢をご紹介します。

次に、昨年新しい成績進歩についてご紹介したいと思います。中国国務院は2010年10月から2011年の6月までに中国全土で知的財産権の権利侵害行為、偽物・劣悪商品の製造・販売という二つの行為に対する取り締り専門キャンペーンを行い、著し

い成果を収めました。このプロジェクトを遂行する為に、国務院は全国知的財産権侵害、及び偽物劣悪商品製造販売の取締工作指導グループを設置しました。グループの責任者は王岐山副総理が担当しました。そしてこの指導グループの事務局が商務部に設置されました。組織を作った事によって、権利侵害や偽物への取り締りが円滑な状態になりました。これを踏まえ、地方の各クラスの人民政府と、全国の知的財産権侵害取り締りグループのメンバー企業もそれぞれ関連の機構を作りました。以上、昨年度の中国の知的財産権保護における主な成績についてご紹介しました。

二つ目は我々が現在展開している作業内容についてご紹介したいと思います。まず2012年の指導グループの偽物取り締り業務の重要ポイントをご紹介したいと思います。重要ポイントは4方面から構成されています。

一点目は、専門プロジェクトによる整理整頓をより深く展開することです。特に一部の重点領域と重点商品を確定しました。重点商品は、食品、薬品、農業生産用の飼料、自動車部品、建築材料です。重点領域には、農村市場における重点商品の専門キャンペーンによる取り締り、農業生産資本の偽物の取り締り、インターネット上の偽物販売行為が含まれます。国務院の指導グループは専門の方針を定めて特に重点市場と重点商品を規定しました。

二点目は、刑事取り締りの力を引き続き保つということです。例えば地方の検察機関は指導グループ事務局と連動して行政執行と刑事執行が上手く連動するように協力するという体制を作ります。行政執行部門が、迅速に関連案件を刑事部門に移送する事を促進する措置です。

三点目は、法律法規の制度体系の完備です。既存の法律法規を改めて整理して修正を行います。修正に当たっては、特に法律執行に関する協力、法律の威嚇力の向上に繋がるような内容を重点にしました。

四点目は、宣伝教育活動です。例を挙げて説明したいと思います。事例の編纂、例えば2011年模倣薬品を取り締まり典型案件10件、2011年模倣・劣悪農業生産飼料取り締まる典型事例、2011年中国知識産権司法保護10大案件と50件の典型案件などが挙げられます。また、知識産権宣伝ウィークの活動も展開しました。これらの活動の目標は、知識の尊重、イノベーションに対する理念の向上、誠実信用法律遵守など、知的財産権関連の環境構築を強化することです。以上の4方面が2012年の全国知的財産権保護、模倣品劣悪商品取り締りキャンペーンの重要項目です。

最後に国際協力の話について簡単にご紹介したいと思います。中国は数多くの国と知的財産権に関する協力を展開しております。これまでに中国は、日本、米国、EU、スイス、ロシア、ブラジルとそれぞれ知的財産権に関する協力体系を構築しました。とりわけ中国と日本の間の知的財産権の協力内容は大変豊富です。日中双方は経済のトップレベルの対話、知的財産権WG、日本官民連合訪問団、研究セミナーなど、様々なルートを利用して協力しております。昨年私は第三回の日中知的財産権WG会議の団長として神戸に行ってこの会議に参加しました。今年の6月には先ほどのWG会議の継続会議を開く予定です。また、今年の3月には、広州で不法経営額研究セミナーが開かれました。

こちらは北京で開かれたIPGとの業務交流会です。IPGの担当者から中国の地方政府との協力体系について、今までの経験と成績を紹介しました。このように、日中双方の知的財産権に関する協力のチャンネルは非常に数多く存在しております。

今後も日本政府、ジェトロ、それから日本企業の皆様と一緒に良い交流のルートを研究していきたいと考えております。我々は、日中双方のより良い経済環境の創

設のために、貢献していきたいと考えております。以上、ご清聴ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

楊司長どうもありがとうございました。

続きましては国家質量監督検験検疫総局の執法監査司、馬司長からご講演を頂きたいと思っております。

○馬司長

皆様こんにちは。私も上海 IPG に参加できまして大変嬉しく思っております。主催者の要求に基づいて、質量検査部門による知的財産権侵害行為、偽物製造販売への取締りの成績についてご紹介したいと思います。知的財産権侵害、偽物劣悪商品の製造販売を取り締まるプロジェクト、所謂二つの打撃プロジェクトを、我々質量検査部門は実務部分として大変重視してきております。先ほど楊司長が紹介しましたように、一昨年から昨年の特別キャンペーンに伴い、我々は更に取締りの程度を深めました。その結果として当局の管轄下の偽物の販売製造行為は有効に抑止されました。また、我々は、日本の関連部門と複数回に渡って知的財産権の交流活動を行いました。様々なテーマと課題に対して双方の意見を十分に交流しました。

次に私は、3方面の状況についてお話ししたいと思います。

一点目は、二つの打撃という特別キャンペーンの中で質量検査部門の行った取締りの効果が非常に著しかったということです。2010年10月から2011年9月までに国务院の統一の調整のもと、質量検査総局は全ての内部部局が特別キャンペーンを展開しました。内部部局とは、各地方 TSB、港内の質量検査部門の事を指します。特別キャンペーン中に、執行者 53 万人以上が出動しました。楊司長が紹介した重点商品、つまり自動車部品、携帯電話などを作る企業 21 万社を検査しました。その中で各種違法案件構成した案件数は 3 万 5 千件以上となりました。また、偽物を作る工場、或いは偽物を保管する倉庫を 1230 箇所壊滅させました。不完全な統計ですが、違法商品の金額は 11,7 億元に達しました。そして服装、小家電製品、靴、ガム、靴、家具などの輸出商品に対して 251 万回の検査を実施しました。検査の結果、不合格となったものは 4 千 3 百回ありました。押収した商品の価値は 2.5 億米ドルに達しました。また、輸出入に使われる虚偽の証明書の製作拠点も多数壊滅しました。特別キャンペーン中には、公安機関に 427 件刑事移送をしました。

今年の 3 月 11 日には、我々質量検査総局が全国の 202 の市と県と一緒に破壊、焼却、埋め立てなどの方式で 3,700 万件以上の偽物を処分しました。この巨額の偽物に対する処分と処理は違法犯罪者に対して大きな影響を与えました。このように違法行為に対する取締りを強化すると同時に、幾つかの重点商品を指定して各地の政府と一緒に、重点商品に関わる市場などへの重点的な取締りを展開しました。現地の地方政府とエリアに対する特別キャンペーン、集中キャンペーンを行いました。以上は第一方面の状況です。

二点目は、現在の業務内容と今後の計画についてご紹介したいと思います。国务院による特別キャンペーンの常設化、長期化という、また先ほど楊司長が紹介しました重点対象商品等の要求に対応して、質量検査総局は現在、あるいは今後次のような仕事を展開したいと考えております。まず我々の組織の中で質量検査両剣という専門的なキャンペーンを行います。質検両剣専門プロジェクトは、

1. 乳製品、飲料、食用油、肉製品、調味料などを対象とします。偽物食品の取り締りを行うと同時に、添加剤、非食用物質の不法添加に対しても力を入れ、消費者の健康保護措置をとります。
2. 農薬、化学肥料、農業機械とその機械部品を重点とする偽物取り締りキャンペーンです。大量に輸入されている化学肥料、輸入肥料の模倣品を重点とする取り締りのキャンペーンです。我々は、農薬肥料に対する偽物取り締りの活動を最前線、つまり田舎の田んぼまで展開したいと考えております。そしてエリアによって区画して重点的に取り締り活動を展開したいと考えています。
3. 建築材料に関する偽物の取り締りです。とりわけライセンスの無い生産現場、あるいは国家基準に適合しない製品、劣悪商品の生産行為の取り締りです。
4. 先ほどと同様に、ライセンスの無い、国家基準に適さない、偽物といった観点から、化粧品を重点として取り締る予定です。
5. 消費者の人身の安全に携わるタイヤ、ブレーキ稼動、潤滑油等の偽物の取り締りです。

以上は、我々が現在検討している打撃を重点的に展開する対象分野です。エリアによって著しい問題に対しては、エリアを区画して重点的に厳しい措置をとる予定です。

仕事の重点の二番目のポイントは重要案件、大きな案件に対する摘発に力を入れることです。まず我々質量検査総局、それから各省の総局に対して大きな案件、重要案件を摘発するように要求しております。二つ目は、公の場で違法案件の処理をすることです。すなわちメディアの報道によって、案件の処理の影響を拡大します。そして定期的に社会公衆に向けて偽物取締典型案件を公表します。三番目に行政執行と刑事執行の連結を拡大します。特に、情状が著しく悪質な者、再犯者を移送して刑事責任を追及します。三番目の作業重点は、引き続き 12365 質量検査総局のテレホンシステムの構築することです。

今後このテレホンシステムは、徐々に各地の検査検疫局、各地方の各市、各区の TSB と繋がり、プラットフォームとして活用できます。そうすると、国内段階と輸出段階とで発見した偽物に対して部門が共同して対応することが出来ます。現在はこのプラットフォームの構築方法、具体的な実施内容を検討しています。以上、二点目の作業状況についてお話をしました。

引き続き三点目の作業内容についてご紹介したいと思います。我々質量検査総局は、これまでに日本の関連機構と一緒に知的財産権保護に関するセミナーを複数回開催しました。我々はこれまでに日本の経済産業省、日本官民連合訪問団、日本貿易振興機構からのセミナー、訪問等を受け入れました。知的財産権 WG と各地方部門との事務連携に関するセミナー、再犯者の情報提供、処罰の摘発に必要な処罰証明文書に関するセミナー、模倣品の製造設備、輸送設備をどう押収するかについてのセミナーでの交流や、これらに関連する問題と課題についての交流が展開されてきました。そして日本側の要請に基づいて、各地方の専門の TSB の担当者を組織して訪日団を組織しました。日本で関連の企業、団体と一緒に知的財産権の保護について意見交流が行われました。また、我々の担当者を派遣して地方部門と日本側の知的財産権の交流会議に参加させました。これまでには偽物業者の再犯問題、権利侵害製品の価格認定、不法経営額の認定、インターネットの犯罪、商品価値金額の認定基準、地理ロゴの保護についての問題について交流しました。

以上、三方面から我々質量検査総局の仕事内容についてご紹介しました。

最後に私から、本日の会議のためにいささか自分の建議についてお話をしたいと思います。

います。近年以来の日中の知的財産権の保護業務では、良好な協力体系が構築されており、ある程度の協力成果が生まれたと同時に複雑な問題、新しい課題も徐々に現れてきております。個人的に思うのは、このような新しい問題、非常に複雑な問題は、中国政府が知的財産権に対してより強い力を用い、法律制裁も他の国に比べてより厳しい環境となったことから出てきている問題です。今後は、如何に法律環境を改善するかによって、問題を解決する事が重要だと考えております。双方が客観的、合理的、実務的、対等という原則に基づいてより深い協力を行うことによって解決できると思います。そうすれば良い発展動向と良い発展の結果が生まれると確信しております。

以上、ご清聴どうもありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

馬司長どうもありがとうございました。では最後に税関総署、政策法規司の陳司長からご講演頂きたいと思っております。陳司長よろしくお願いたします。

○陳司長

ご来賓の皆様こんにちは。本日は第 58 回 IPG 全体会合に参加出来まして非常に嬉しく思っております。私は二回目の参加です。時間が経つのはとても早いと思っております。去年も上海で私が皆様と交流をしました。2011 年は知的財産権の保護、偽物取り締りから見ると、中国は世界から注目される成績をあげたと言えらると思っております。今日は二つの方面からご紹介したいと思っております。

一点目は、昨年度の我々の税関の偽物の取り締りの成果について、二点目は今年既に展開されている、或いはこれから展開しようとする内容についてご紹介したいと思います。

本日は、税関総署政策法規司の景副司長と知識産権処の李女史も参加しております。明日も税関 WG の会議があり、より深い交流が行われる予定です。

それでは簡単な紹介に入りたいと思っております。先ほど二人の司長からご紹介されたように中国政府は知的財産権保護を大変重視しております。昨年度の 9 ヶ月間にわたる専門的な取り締りキャンペーンの期間中には、国務院が知的財産権侵害、偽物劣悪品取り締りキャンペーンの実施のために取り締まりの専門グループをつくりました。

15 日には、王岐山副総理大臣が貿易のサミットに参加しました。王岐山副総理は、サミットで改めて次の内容を強調しました。すなわち、王岐山副総理を二つの打撃の責任者として、中国政府は引き続き知的財産権の保護、偽物・劣悪商品の取り締まりに力を入れる事によって知的財産権を保護する雰囲気・環境の創設に貢献し、より公平、透明、公正な環境の構築に力を入れるという談話を発表しました。

税関は知的財産権に関わる部門、そして二つの打撃の参加メンバーとしてこの仕事を担っていきたいと思っております。まず、我々は昨年、二つの打撃キャンペーンを契機として更に取り締りに力を入れました。キャンペーン中には 12 の執行措置、4 方面の重点を定めました。2010 年 10 月から 2011 年 6 月までの 9 ヶ月間に、税関は輸出段階での権利侵害貨物 1.8 万点を押収しました。押収した偽物の数は 7,650 万点に達しました。摘発した案件の数量は、26 のメンバー・部門の中で第四番目となっております。2011 年の一年間に、全国の税関が摘発した権利侵害貨物は 1.8 万件です。貨物は 1.03 億件に達しました。その内、日本企業の知的財産権に関わる案件は 4,000 件以上ありました。押収した貨物は 470 万件ありました。

二点目として、便利で利用しやすい迅速な知的財産権登録制度を作りました。登録制度は 95 年の税関知的財産保護条例の公布と同時に作られたものです。この数年間で我々は同登録制度のレベルアップ、改造をはかりました。結果として権利者がより計測しやすい、より利用しやすいものとなりました。今年の 4 月までに、税関総省が認めた知的財産権税関保護登録情報は、2.46 万件に達しました。日本企業権利者の知的財産権の登録は 1600 項目以上になっております。

三点目は、執行技術を絶えず改善することによって執法効率の向上をはかり、権利侵害という違法行為を積極的に摘発しました。近年、中国税関は貿易の安全と権利侵害抑止という矛盾する二つの要素に直面しております。密輸の取り締り、関税の徴収の機能は全く減少しておりません。

その一方で知的財産権の保護、反テロ、環境保護という非伝統的な職能も増設されました。税関が監督、管理している貨物の量も絶えず増加してきております。中国は既に輸出額が最も大きく輸入が第二番目の国となっております。2011 年の輸出入の総額は 2010 年に比べると 22.5 倍になっております。つまり税関の仕事の量も 22.5% 増加しました。そして仕事の難度と領域も非常に拡大されています。これに対応するために我々はリスク分析という手法を導入しました。このリスク分析手法によって権利侵害貨物の取り締りの正確度を高めております。

四点目として、権利者との協力を絶えず拡大しています。税関総署は権利者と共に関連するセミナーや教育訓練を行いました。それから意見交流会、商品の真贋識別トレーニング会議も行われました。例えば昨年一月に税関総署は香港、マカオ税関と一緒に、外資企業と税関の研究会を行いました。昨年 3 月には、南寧市で QBPC と知的財産権のセミナーを行いました。昨年 11 月に、税関総署は IPG 水際 WG と汕頭で華南地区税関と日本企業代表との知識産権意見交流会を行いました。先ほど紹介しましたように、私は去年 5 月にも IPG の全体会合に参加しました。

五点目は、知的財産権に関する宣伝教育の強化により、一般公衆の知的財産権の意識の向上に努めています。教育を担当する周という副司長がインターネットで関連するコラムを作りました。「私も人民も」というサイトで税関の知的財産権の保護について、交流・発表しました。輸出企業に対しても関連する宣伝の力を入れました。中国税関のメインページの中に二つの打撃という専門のコラムを作りました。こうした宣伝教育活動は世界から高い評価を得ました。我々税関総署は連続 6 年間 QBPC から最も執行効率の高い期間に選ばれています。本日は QBPC のチェアマン、張先生もご臨席しております。2011 年の 6 月に全世界の偽物取り締り組織がパリで受賞式を行い、2011 年度模倣品取り締りベスト政府機関賞という賞を中国税関に授けました。中国の税関総署は 2011 年度世界で唯一賞を受賞された政府機構です。温家宝総理がこの事を知り、さらに頑張りなさいと評価をしました。

二点目は、今後実施したい仕事についてお話したいと思います。まず知的財産権の保護体系の長期化、常設化に力を入れて、引き続き摘発のレベルアップに向上します。税関総署は今年の 1 月 1 日から年末まで「国門の盾」¹という専門のキャンペーンを行う予定です。各地の税関に対して密輸行為、知的財産権の侵害行為を厳しく摘発するように要求しました。特に薬品、食品、自動車部品を対象とする取締りです。これは既に実行されております。対象の中には、日本企業のブランドに関わるものも沢山あると思います。例えば深セン税関で押収したコンプレッサーは日立の商標権を侵害したものです。それからベアリングの事例もよくあります。例えば NSK のベアリン

¹ 中国語：国門之盾

グの模倣品です。日産自動車に使われるブレーキパッドといった部品も香港税関で押収されました。それから深セン税関も日立の商標権を侵害する部品を押収しました。その結果として日系企業の権利が有効的に保護されました。

二点目として、関連制度の完備に更に注力します。税関は 1994 年から知的財産権の保護に力を入れ始め、現在までに 18 年が経過しました。昨年度、私は IPG 水際 WG と話をして税関に対する協力を要望しました。協力して、この 18 年間の成績、歩みをもとに、一緒に成果を出したいと思います。長期に渡って蓄積した経験の長期化、制度化のために一緒に協力しましょうという話がありました。また、日々現れてくる問題、新しい課題に対して、どう対応していくのかを研究していきます。制度を作るときには、本日のご臨席の皆様からも是非意見をお聞きしたいと思います。税関の立法の透明度をより一層高めたいからです。

三点目として、様々な角度から様々な領域における協力をします。権利侵害行為は、生産・流通等を様々な方面に関係する深い社会問題です。特に国際貿易の中に発生する国境を跨る権利侵害活動の場合は、エリアが広い、流通数が多い、流通段階が多い、源が多様化しているという特徴があります。やはり各関連の国際組織、各国の執行部門、権利者が一緒に手を携えてこそ、多国間の違法活動の氾濫を有効に抑える事ができると思います。

一点目として、国内の他の知的財産権に関する行政部門との協力体系をより緊密化します。例えば楊司長のいる商務部、馬司長のいる質量検査総局、今までに伝統的な関係が既に築かれていると思いますが、より緊密な関係を作りたいと考えております。今年の 4 月には、税関総署と国家工商総局が共同で商標権保護に関する意見を公布しました。また、税関総署が公安機関とより一層関係を緊密にして、特に行政執行と刑事執行の連結を上手くやっていけるよう、制度の構築を検討したいと思います。

また、より積極的に知的財産権に関する国際協力に参加します。楊司長のところで組織している活動に参加する以外に、我々は各国の税関との間にも知的財産権に関する保護の覚書等を締結しております。例えば中日韓の三国間でゼロ偽物計画という計画を出しました。本日午後には、韓国の税関と上海で関連するセミナーを開催しました。

三点目は、権利者との交流協力を更に強化するルートです。税関は非常に関心を持っております。今年もこの方面に関して数多くの構想と計画を持っております。明日には華東地区税関と IPG 水際 WG の交流会が開催される予定です。昨年も大変良い交流が実現されました。昨年度のこの交流の内容を踏まえて今年はより充実した目標を設定したいと考えております。

四点目は、更に宣伝に力を入れていきたいと考えております。つい最近我々は、税関総署のホームページで昨年度の執行状況に関する白書を披露しました。私本人もこのホームページでオンラインのプレスリリースを行いました。また、昨年度の税関保護ベストテン事例を公開したいと思っています。更に、今年は通関業協会と提携して通関業の会社に対して知的財産権の教育を普及していきたいと思っています。知的財産権侵害行為に参加した通関会社に対しては、より厳しい打撃措置、或いはレベルの引き下げ・格下げ措置をとりたいと思います。

五点目として、税関の執行チームの能力向上に力を入れます。執行能力のレベルアップには日本貿易振興機構と上海 IPG から大変大きな協力を頂きました。今後も能力構築の面におきましても引き続き協力をお願いしたいと考えております。知的財産権保護業務というのは大変任務が重く大変困難な仕事であると認識しております。本日

ご臨席の皆様もこの保護業務の重要な推進者、建設者であると思います。是非皆様、自ら積極的に参加して頂いて十分に自分が持っている役割を発揮して、この知的財産権保護業務が

より一層推進するように期待いたしております。

最後に皆様から税関業務に対するご支持に心から感謝申し上げます。また税関業務に対して是非アドバイスをお願いしたいと思っております。以上ご清聴どうもありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

陳司長どうもありがとうございました。楊司長、馬司長、陳司長改めて御礼申し上げます。皆様ももう一度拍手のほうお願いいたします。

これにて第二部の講演を終わらせて頂きます。最後に少々お時間を頂戴しまして帰任の挨拶をさせて頂きます。皆様の事務局を務めさせて頂きました、私共ジェットロの宮原でございますが、この度6月で帰任することになりました。この場をお借りして少し挨拶をさせて頂きたいと思っております。

○ジェットロ 宮原氏

ジェットロの宮原です。時間もありませんので短くご挨拶させて頂きます。6年と2ヶ月お世話になりました。色々とお世話になった方もいて楽しい時もありました。駐在当初にお世話になった方は皆帰ってしまい、なかなかお会い出来ませんが、そうした皆様も含めて御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

個人的には上海 IPG のような活動は、是非良い形で続けて頂きたいと思っています。多少心配しておりますのは、上海 IPG の規模、活動項目が増加している点です。例えば運営幹事の皆様、WG 長の皆様、我々のジェットロのスタッフなど、支えてくれる方々が沢山いますが、片寄った人に負担がかかるという形にはならないように、是非皆様参加意欲を高めて今後もご活動頂ければと思います。

どうもありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

皆様大変長時間に渡りどうもありがとうございました。これで第 58 回上海 IPG 会合を終了させて頂きます。

この後 18 時 30 分から隣の部屋におきまして、貢献部門感謝式典のほうを開催いたしますので、ご出席のかたはご移動をお願いいたします。なお、まだ参加料をお支払い頂いてない方や或いは領収書を交付されていない方は受付のほうまでお越しく下さい。

では皆様大変長時間ありがとうございました。

以上